

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成31年1月18日

【発行者名】 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービス・リミテッド（注）
（Goldman Sachs Asset Management Global Services Limited）

【代表者の役職氏名】 取締役 グレン・ソープ
（Glenn Thorpe）

【本店の所在の場所】 英国、EC4A 2BB ロンドン、フリート・ストリート 133、
ピーターバラ・コート
（Peterborough Court, 133 Fleet Street, London EC4A 2BB,
United Kingdom）

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 竹野 康造

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 竹野 康造

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
ゴールドマン・サックス・ユニット・トラスト（アイルランド）
- ゴールドマン・サックス・米ドルファンド
（GOLDMAN SACHS UNIT TRUST (IRELAND)
- GOLDMAN SACHS US\$ FUND）

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
ゴールドマン・サックス・米ドルファンド受益証券100億アメリカ
合衆国ドル（以下「アメリカ合衆国ドル」を「米ドル」または「ド
ル」という。）（約1兆935億円）を上限とする。
（注）米ドルの円貨換算は、2018年4月27日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝109.35円）による。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

（注）管理会社は2019年2月28日付でゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービス・リミテッドからゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービス・リミテッドに変更される。したがって、本書における管理会社への言及は、2019年2月28日以降、すべてゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービス・リミテッドと解され、読み替えられる。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2018年6月29日に提出した有価証券届出書（2018年9月28日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済。）（以下「原届出書」といいます。）につきまして、2019年2月28日付のファンドの関係法人の異動に伴い、これに関する記載を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の為替レートとは異なっております。

訂正箇所を下線または傍線で示します。ただし、全文修正（更新）の場合は下線を付しておりません。

2【訂正の内容】

第一部 証券情報

（4）発行（売出）価格

<訂正前>

各申込みがゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービスズ・リミテッド（以下「管理会社」という。）により受諾された取引日に適用される1口当たり純資産価格（ただし、通常は1米セントである。）

（中略）

（注）ファンド証券1口当たり純資産価格については、下記（8）申込取扱場所に照会することができる。

<訂正後>

（2019年2月28日（以下「変更効力発生日」という。）前日まで）

各申込みがゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービスズ・リミテッド（以下「管理会社」という。）により受諾された取引日に適用される1口当たり純資産価格（ただし、通常は1米セントである。）

（中略）

（注）ファンド証券1口当たり純資産価格については、下記（8）申込取扱場所に照会することができる。

（変更効力発生日以降）

各申込みがゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービスズ・リミテッド（以下「管理会社」という。）により受諾された取引日に適用される1口当たり純資産価格（ただし、通常は1米セントである。）

「取引日」とは、ロンドン、ニューヨークおよび日本の銀行の営業日で、ニューヨーク証券取引所の営業日である日か、または、各暦月に一定の間隔をおいて2取引日以上あることを前提に、管理会社が決定し受益者に事前に通知するその他の日をいう。

（注）ファンド証券1口当たり純資産価格については、下記（8）申込取扱場所に照会することができる。

(1 2) その他

< 訂正前 >

(前略)

- 2) 日本における販売会社は、ゴールドマン・サックス・インターナショナル（以下「総販売会社」という。）との間の、日本におけるファンド証券の販売および買戻しに関する契約（ゴールドマン・サックス・インターナショナルとの間の更改および変更契約により更改済み。）に基づき受益証券の募集を行う。
- 3) 日本における販売会社は、直接または他の販売買戻取扱会社（以下販売会社と併せて「販売取扱会社」という。）を通じて間接に受領したファンド証券の買付注文および買戻請求の管理会社への取次ぎを行う。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

- 2) 変更効力発生日前日まで、日本における販売会社は、ゴールドマン・サックス・インターナショナル（以下、変更効力発生日前日まで「総販売会社」という。）との間の、日本におけるファンド証券の販売および買戻しに関する契約（ゴールドマン・サックス・インターナショナルとの間の更改および変更契約により更改済み。）に基づき受益証券の募集を行う。
変更効力発生日以降、日本における販売会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービス・リミテッド（以下、変更効力発生日以降、総販売会社としての業務を行う管理会社を「総販売会社」という。）との間の、日本におけるファンド証券の販売および買戻しに関する契約に基づき受益証券の募集を行う。
- 3) 日本における販売会社は、直接または他の販売買戻取扱会社（以下販売会社と併せて「販売取扱会社」という。）を通じて間接に受領したファンド証券の買付注文および買戻請求の管理会社への取次ぎを行う。

(後略)

[次へ](#)

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(2) ファンドの沿革

< 訂正前 >

- 1999年1月4日 旧管理会社（ゴールドマン・サックス・ファンズ・マネージメント（アイルランド）リミテッド）の設立
（中略）
- 2018年9月17日 ゴールドマン・サックス・ユニット・トラスト（アイルランド）改訂・再録済信託証券締結（ファンドの名称変更）

< 訂正後 >

（変更効力発生日前日まで）

- 1999年1月4日 旧管理会社（ゴールドマン・サックス・ファンズ・マネージメント（アイルランド）リミテッド）の設立
（中略）
- 2018年9月17日 ゴールドマン・サックス・ユニット・トラスト（アイルランド）改訂・再録済信託証券締結（ファンドの名称変更）

（変更効力発生日以降）

- 1999年1月4日 旧管理会社（ゴールドマン・サックス・ファンズ・マネージメント（アイルランド）リミテッド）の設立
- 1999年4月22日 ゴールドマン・サックス・MMF信託証券締結
- 1999年4月30日 ゴールドマン・サックス・MMF改訂信託証券締結
- 1999年4月30日 米ドル・ポートフォリオの運用開始
- 2001年7月31日 ユーロ・ポートフォリオの運用開始
- 2007年3月16日 旧管理会社（ゴールドマン・サックス・マネージメント（アイルランド）リミテッド）の設立
- 2007年5月31日 旧管理会社（ゴールドマン・サックス・ファンズ・マネージメント（アイルランド）リミテッド）の退任および旧管理会社（ゴールドマン・サックス・マネージメント（アイルランド）リミテッド）の任命
- 2012年11月1日 ユーロ・ポートフォリオの償還
- 2013年12月13日 旧管理会社（ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービス・リミテッド）の設立
- 2014年6月27日 ゴールドマン・サックス・MMF改訂・再録済信託証券締結
- 2015年9月10日 ゴールドマン・サックス・MMF改訂・再録済信託証券締結
- 2015年9月30日 旧管理会社（ゴールドマン・サックス・マネージメント（アイルランド）リミテッド）の退任および旧管理会社（ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービス・リミテッド）の任命
- 2016年9月16日 ゴールドマン・サックス・MMF改訂・再録済信託証券締結
- 2018年3月20日 管理会社の設立
- 2018年9月17日 ゴールドマン・サックス・ユニット・トラスト（アイルランド）改訂・再録済信託証券締結（ファンドの名称変更）
- 2019年2月28日 ゴールドマン・サックス・ユニット・トラスト（アイルランド）改訂・再録済信託証券効力発生予定

2019年2月28日 旧管理会社(ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービス・リミテッド)の退任および管理会社の任命予定

(3) ファンドの仕組み

<訂正前>

ファンドの仕組み

(中略)

管理会社の概要

管理会社：ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービス・リミテッド				
1. 設立準拠法	管理会社は、英国金融行為監督機構により、2000年金融サービス・市場法(随時改正済)に基づき管理会社としての業務を行うことを承認されている。			
2. 事業の目的	管理会社は、他のUCITSの指定された管理会社としての業務、また、本ファンドに類似するまたはそうではない投資プログラムを有する他のファンドのオルタナティブ投資運用者(オルタナティブ投資運用者指令2011/61/EUに定義される)としての業務を行う。			
3. 資本金の額	発行済資本金は25,000,000米ドル(約27億7,525万円)である。(2018年7月末日現在) (注)アメリカ合衆国ドル(以下「アメリカ合衆国ドル」を「米ドル」または「ドル」という。)の円貨換算は、2018年7月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=111.01円)による。			
4. 沿革	2013年12月13日に設立され、存続期間は無期限である。			
5. 大株主の状況	名称	住所	所有株式数	比率
	ゴールドマン・サックス・グループ・UK・リミテッド (Goldman Sachs Group UK Limited)	英国、EC4A 2B B ロンドン、フリー ト・ストリート 133、 ピーターバラ・コート	株 25,000,000	% 100

<訂正後>

（変更効力発生日前日まで）

ファンドの仕組み

（中略）

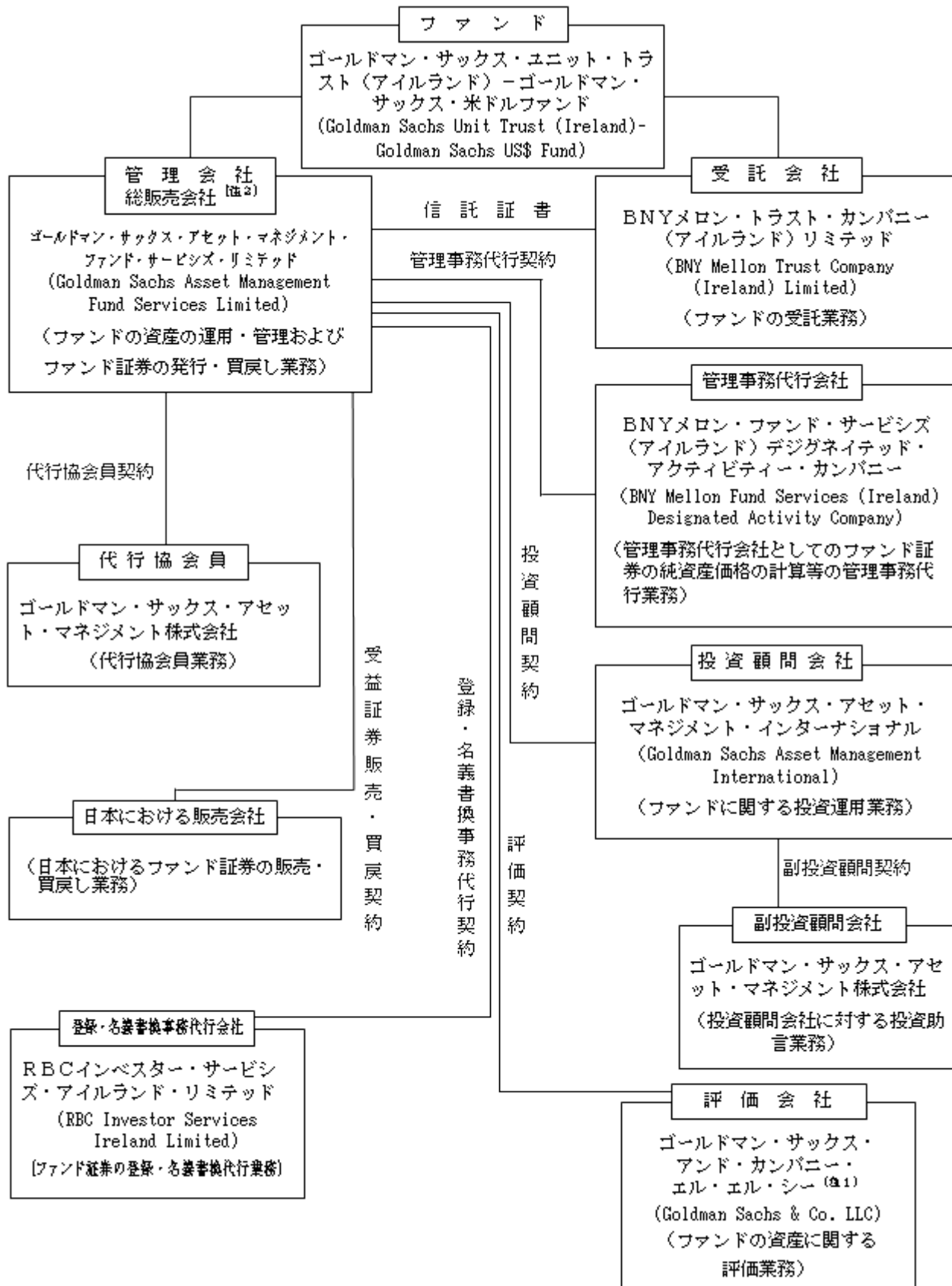
管理会社の概要

管理会社：ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービス・リミテッド				
1．設立準拠法	管理会社は、英国金融行為監督機構により、2000年金融サービス・市場法（随時改正済）に基づき管理会社としての業務を行うことを承認されている。			
2．事業の目的	管理会社は、他のUCITSの指定された管理会社としての業務、また、本ファンドに類似するまたはそうではない投資プログラムを有する他のファンドのオルタナティブ投資運用者（オルタナティブ投資運用者指令2011/61/EUに定義される）としての業務を行う。			
3．資本金の額	発行済資本金は25,000,000米ドル（約27億7,525万円）である。（2018年7月末日現在） （注）アメリカ合衆国ドル（以下「アメリカ合衆国ドル」を「米ドル」または「ドル」という。）の円貨換算は、2018年7月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=111.01円）による。			
4．沿革	2013年12月13日に設立され、存続期間は無期限である。			
5．大株主の状況	名称	住所	所有株式数	比率
	ゴールドマン・サックス・グループ・UK・リミテッド （Goldman Sachs Group UK Limited）	英国、EC4A 2B B ロンドン、フリー ト・ストリート 133、 ピーターバラ・コート	株 25,000,000	% 100

(変更効力発生日以降)

ファンドの仕組み

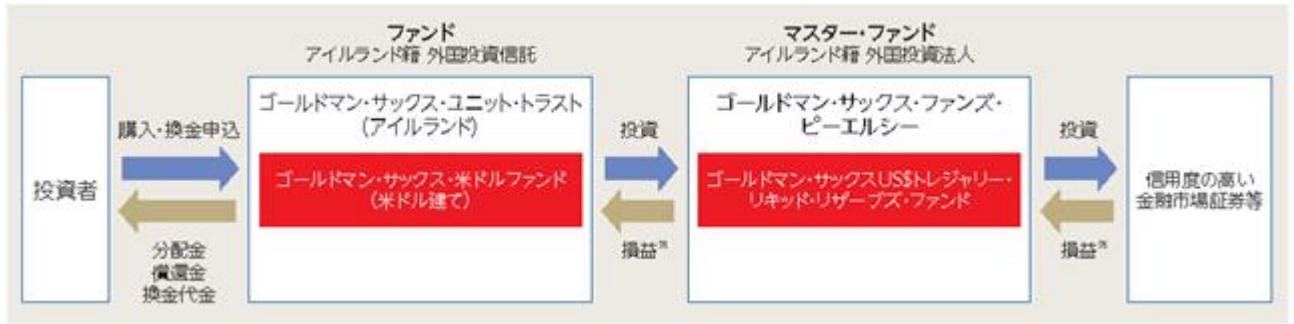
(一)



(注1) 評価会社は、2017年4月28日付で名称を、ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーからゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー・エル・エル・シーに変更した。

(注2) 2019年2月28日付で、ゴールドマン・サックス・インターナショナルが総販売会社を退任し、同日付でゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービスズ・リミテッドがファンドの総販売会社としての業務を行う。

()



損益はすべて投資者である受益者に帰属する。

「マスター・ファンド」とは、アイルランドにおいて有限責任法人として、かつ、UCITS規則に基づきサブ・ファンド間で分別された負債を有するアンブレラ型投資信託として設定された変動資本を有する投資会社であるゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシーをいう。

管理会社とファンドの関係法人との契約関係

ファンド運営上の役割	会社名	契約および委託内容
管理会社 総販売会社	ゴールドマン・サックス・ア セット・マネジメント・ファン ド・サービス・リミテッド (Goldman Sachs Asset Management Fund Services Limited)	1999年4月30日付のファンドの信託証書 （注1）（2000年9月19日付第一追補信託 証書、2001年12月21日付訂正第一追補信託 証書、2007年2月7日付第三追補信託証 書、2007年5月22日付（2007年5月31日発 効）管理会社の退任および任命に関する証 書、2009年3月5日付第五追補信託証書、 2014年6月27日付改訂・再録済信託証書、 2015年6月3日付（2015年6月10日発効） 追補信託証書、2015年9月10日付（2015年 9月30日発効）管理会社の退任および任命 に関する証書、2015年9月10日付（2015年 9月30日発効）改訂・再録信託証書、2016 年9月16日付（2016年9月30日発効）改 訂・再録信託証書、2018年9月17日付 （2018年9月28日発効）改訂・再録信託証 書、2019年2月28日発効予定管理会社の退 任および任命に関する証書および2019年2 月28日発効予定改訂・再録信託証書により 改訂・補足済み）に基づきファンドの資産 の運用・管理業務を行う。 また、ファンド証券の発行・買戻し業務を 行う。

ファンド運営上の役割	会社名	契約および委託内容
受託会社	B N Y メロン・トラスト・カンパニー（アイルランド）リミテッド (BNY Mellon Trust Company (Ireland) Limited)	1999年4月30日付で旧管理会社との間で締結された信託証書（2000年9月19日付第一追補信託証書、2001年12月21日付訂正第一追補信託証書、2007年2月7日付第三追補信託証書、2007年5月22日付（2007年5月31日発効）管理会社の退任および任命に関する証書、2009年3月5日付第五追補信託証書、2014年6月27日付改訂・再録済信託証書、2015年6月3日付追補信託証書、2015年9月10日付（2015年9月30日発効）管理会社の退任および任命に関する証書、2015年9月10日付（2015年9月30日発効）改訂・再録信託証書、2016年9月16日付（2016年9月30日発効）改訂・再録信託証書、2018年9月17日付（2018年9月28日発効）改訂・再録信託証書、2019年2月28日発効予定管理会社の退任および任命に関する証書および2019年2月28日発効予定改訂・再録信託証書により改訂・補足済み）に基づきファンドの受託業務を行う。
管理事務代行会社	B N Y メロン・ファンド・サービス（アイルランド）デジグネイテッド・アクティビティー・カンパニー (BNY Mellon Fund Services (Ireland) Designated Activity Company)	2019年2月28日効力発生予定で管理会社との間で締結された管理事務代行契約（注2）に従いファンド証券の純資産価格の計算等の管理事務代行業務を行う。
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル (Goldman Sachs Asset Management International)	2019年2月28日効力発生予定で管理会社との間で締結された投資顧問契約（注3）に従いファンドに関する投資運用業務を行う。
登録・名義書換事務代行会社	R B C インベスター・サービス・アイルランド・リミテッド (RBC Investor Services Ireland Limited)	2019年2月28日効力発生予定で管理会社との間で締結された登録・名義書換事務代行契約（注4）に従いファンドの登録および名義書換事務代行業務を行う。
評価会社	ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー・エル・エル・シー (Goldman Sachs & Co. LLC)	2014年7月18日付で旧管理会社との間で締結された評価契約（注5）に基づきファンドの資産に関する評価業務を行う。

ファンド運営上の役割	会社名	契約および委託内容
代行協会員	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社	2019年2月28日効力発生予定で管理会社との間で締結された代行協会員契約（注6）に従い代行協会員を務める。

（注1）信託証書とは管理会社と受託会社の間で結ばれたファンドの運営に関する契約書で、管理会社および受託会社を拘束する。

（注2）管理事務代行契約とは、管理会社と管理事務代行会社の間で締結された、管理事務代行会社が管理事務代行業務を行う事を約する契約である。

（注3）投資顧問契約とは、管理会社と投資顧問会社の間で締結された、投資顧問会社がファンド資産の投資顧問に関する役務の提供を行うことを約する契約である。

（注4）登録・名義書換事務代行契約とは、登録・名義書換事務代行会社と管理会社の間で締結された、登録・名義書換事務代行会社がファンドに関する登録業務および名義書換代行業務を行う事を約する契約である。

（注5）評価契約とは、評価会社と旧管理会社との間で締結された、評価会社が、ファンドの資産に関する評価業務を行うことを約する契約である。

（注6）代行協会員契約とは、日本における代行協会員がファンド証券に関する目論見書の配布、ファンド証券1口当たりの純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行う事を約する契約である。

管理会社の概要

管理会社：ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービス・リミテッド				
1．設立準拠法	管理会社は、アイルランド中央銀行により、UCITS規則に基づき管理会社としての業務を行うことを承認されている。			
2．事業の目的	管理会社は、他のUCITSの指定された管理会社としての業務、また、本ファンドに類似するまたはそうではない投資プログラムを有する他のファンドのオルタナティブ投資運用者（オルタナティブ投資運用者指令2011/61/EUに定義される）としての業務を行う。			
3．資本金の額	授権資本金1,000億ユーロ（約12兆8,430億円）のうち、発行済資本金は2ユーロ（約257円）で、全額払込済みである。授権株式総数は1,000億株であり、2株が発行済みである。（2018年10月末日現在） （注）ユーロの円貨換算は、2018年10月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝128.43円）による。			
4．沿革	2018年3月20日に設立された。			
5．大株主の状況	名称	住所	所有株式数	比率
	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス・エルエルシー (Goldman Sachs Asset Management International Holdings L.L.C.)	アメリカ合衆国、19801、デラウェア州、ウィルミントン、オレンジ・ストリート1209、コーポレーション・トラスト・センター	株 2	% 100

第2 管理及び運営

1 申込（販売）手続等

（口）日本における販売

<訂正前>

（前略）

ファンド証券は、販売会社により日本において非米国人に対してのみ販売され、以下に定義される「米国人」に対しては販売されない。また、受益者が受益証券の購入後に「米国人」となった場合、受益証券を「外国証券取引口座約款」に基づき継続して保有することはできるが、販売会社から受益証券を追加的に購入することはできない。

（中略）

ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託した投資者の場合、販売会社または販売取扱会社から取引報告書を受領する。この場合、買付代金の支払いは、基準通貨または円貨によるものとする（ただし、販売取扱会社が承認する通貨に限る。）。基準通貨との換算は別段の定めのない限り当該申込みのあった申込日またはその払込日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとする。

（後略）

<訂正後>

（前略）

ファンド証券は、販売取扱会社により日本において非米国人に対してのみ販売され、以下に定義される「米国人」に対しては販売されない。また、受益者が受益証券の購入後に「米国人」となった場合、受益証券を「外国証券取引口座約款」に基づき継続して保有することはできるが、販売会社から受益証券を追加的に購入することはできない。

（中略）

ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託した投資者の場合、販売取扱会社から取引報告書を受領する。この場合、買付代金の支払いは、基準通貨または円貨によるものとする（ただし、販売取扱会社が承認する通貨に限る。）。基準通貨との換算は別段の定めのない限り当該申込みのあった申込日またはその払込日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとする。

（後略）

2 買戻し手続等

(1) ファンド証券の買戻し

（口）日本における買戻し

<訂正前>

（前略）

取引日に買戻しを請求した受益者は、発生済未払いの分配金をファンド証券の買戻代金とともに、またはファンド証券の買戻代金受領後に受領する。買戻代金の支払いは、外国証券取引口座約款および累積投資約款に従い、販売取扱会社を通じて、円貨、または販売取扱会社が応じる場合には、関連ポートフォリオの基準通貨で行われる。買戻代金の支払いは原則として買戻しを請求した取引日の翌取引日に行われる（ただし、販売取扱会社が承認する通貨に限る。）。買戻しは1口を単位とする。買戻手数料は請求されない。ただし、販売会社はこれと異なる最低買戻単位を定めることがある。日本における販売会社の買戻しの単位については、有価証券届出書、「第一部 証券情報、(8)申込取扱場所」の記載より、日本における販売会社に予め照会されたい。

< 訂正後 >

（前略）

取引日に買戻しを請求した受益者は、発生済未払いの分配金をファンド証券の買戻代金とともに、またはファンド証券の買戻代金受領後に受領する。買戻代金の支払いは、外国証券取引口座約款および累積投資約款に従い、販売取扱会社を通じて、円貨、または販売取扱会社が応じる場合には、関連ポートフォリオの基準通貨で行われる。買戻代金の支払いは原則として買戻しを請求した取引日の翌取引日に行われる（ただし、販売取扱会社が承認する通貨に限る。）。買戻しは1口を単位とする。買戻手数料は請求されない。ただし、日本における販売会社はこれと異なる最低買戻単位を定めることがある。日本における販売会社の買戻しの単位については、有価証券届出書、「第一部 証券情報、(8)申込取扱場所」の記載より、日本における販売会社に予め照会されたい。

3 資産管理等の概要

(3) 信託期間

< 訂正前 >

（前略）

(口) 受託会社による場合

() 管理会社が清算手続（組織変更または合併を目的として行われる、受託会社により事前に書面をもって承認される条件に従った任意清算を除く。）に入り、営業を中止し、または（受託会社の合理的判断により）受託会社が合理的な理由により承認しない法人または個人の支配に事実上服することになった場合、または1986年イギリス倒産法に基づき管財人が管理会社に任命されるか、類似の措置がいずれかの法域で発生した場合

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

(口) 受託会社による場合

() 管理会社が清算手続（組織変更または合併を目的として行われる、受託会社により事前に書面をもって承認される条件に従った任意清算を除く。）に入り、営業を中止し、または（受託会社の合理的判断により）受託会社が合理的な理由により承認しない法人または個人の支配に事実上服することになった場合、または特定の法令に基づき管財人が管理会社に任命されるか、類似の措置がいずれかの法域で発生した場合

（後略）

(5) その他

(3) 関係法人との契約の更改等に関する手続

< 訂正前 >

（前略）

総販売契約

総販売会社は、以下に該当する場合、管理会社に迅速に通知することにより、本契約を解約する権利を有するものとする。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

総販売契約（変更効力発生日以降、本「総販売契約」の記載は削除される。）

総販売会社は、以下に該当する場合、管理会社に迅速に通知することにより、本契約を解約する権利を有するものとする。

(後略)

第3 ファンドの経理状況

中間財務書類

(2) 投資有価証券明細表等

<訂正前>

(前略)

(参考情報：以下は2018年9月末よりファンドのマスター・ファンドとなるゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー ゴールドマン・サックスUS\$トレジャリー・リキッド・リザーブズ・ファンドの財務書類の抜粋であり、ファンドの財務書類の一部ではない。)

(後略)

<訂正後>

(前略)

(参考情報：以下は2018年9月末よりファンドのマスター・ファンドとなったゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー ゴールドマン・サックスUS\$トレジャリー・リキッド・リザーブズ・ファンドの財務書類の抜粋であり、ファンドの財務書類の一部ではない。)

(後略)

[次へ](#)

第三部 特別情報

第1 管理会社の概況

1 管理会社の概況

<訂正前>

(1) 株式資本の額

(中略)

(2) 会社の機構

(中略)

個々の取締役は、取締役会の過半数の承認または他の決定により、他の取締役またはその他の者を代行取締役として指名して、自己の不在時に自己の代わりに行為させることができる。取締役会の議事の数に算入される。取締役でありかつ他の取締役に指名され代行取締役である人は取締役会において2票の投票権を有するが、議事の数に2名として算入されない。決議は取締役会に出席または代理出席している代行取締役の議決権の多数決による。

(3) 役員及び従業員の状況

(2018年7月末日現在)

氏名	管理会社役職	所属・役職名
スティーブン・デービス (Stephen Davies)	取締役	ゴールドマン・サックスのロンドンにおけるファイナンス部門のマネジング・ディレクターおよびゴールドマン・サックス・バンク・USAロンドン支店のマネジャー
グレン・ソーブ (Glenn Thorpe)	取締役	ゴールドマン・サックスのマネジング・ディレクターおよびヨーロッパ、アジア太平洋地域におけるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのオフショア・ファンド業務を支援するインベストメント・マネジメント部門のファンド・コントローラーの国際統括、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルの取締役会補佐
バーバラ・ヒーリー (Barbara Healy)	取締役	ゴールドマン・サックスに雇用されていない。社外取締役
マイケル・ホルムズ (Michael Holmes)	取締役	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルのロンドンのフランス部門におけるゴールドマン・サックスのマネジング・ディレクター ゴールドマン・サックス・インターナショナルの取締役会の役員
シェイラ・パテル (Sheila Patel)	取締役	インターナショナル・ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントおよびゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービス・リミテッドのチーフ・エグゼクティブ・オフィサー ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント顧客ビジネスのグローバル共同代表

(注) 管理会社の会社秘書役はダニエル・ジャクソン氏である。2018年7月末日現在、管理会社の従業員は57名である。

< 訂正後 >

(変更効力発生日前日まで)

(1) 株式資本の額

(中略)

(2) 会社の機構

(中略)

個々の取締役は、取締役会の過半数の承認または他の決定により、他の取締役またはその他の者を代行取締役として指名して、自己の不在時に自己の代わりに行為させることができる。取締役会の議事の定足数は、取締役が随時決定する1名以上の数である。代理出席している代行取締役も、かかる定足数に算入される。取締役でありかつ他の取締役に指名され代行取締役である人は取締役会において2票の投票権を有するが、議事の定足数に2名として算入されない。決議は取締役会に出席または代理出席している代行取締役の議決権の多数決による。

(変更効力発生日以降)

(1) 株式資本の額

2018年10月末日現在、授権資本金1,000億ユーロ（約12兆8,430億円）のうち、発行済資本金は2ユーロ（約257円）であり、全額払込済みである。授権株式総数は1,000億株であり、2株が発行済みである。

管理会社の資本金の額の増減は以下のとおりである。

2018年3月20日現在	2ユーロ
2018年10月末日現在	2ユーロ

(注)ユーロの円貨換算は、2018年10月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=128.43円)による。

(2) 会社の機構

管理会社の取締役が管理会社の経営管理に責任を負う。

管理会社の取締役は管理会社が他のファンドを管理することにより生じる利害対立は実際上も潜在的にもないと考えている。しかし、何らかの利害対立が発生した場合には、取締役はその公正な解決の確保に努力する。

1名以上の取締役が管理会社を運営する。取締役は株主の決議によって選任される。取締役に特定の任期はない。

個々の取締役は、取締役会の過半数の承認または他の決定により、他の取締役またはその他の者を代行取締役として指名して、自己の不在時に自己の代わりに行為させることができる。取締役会の議事の定足数は、2名または取締役が随時決定する人数である。代理出席している代行取締役も、かかる定足数に算入される。取締役でありかつ他の取締役に指名され代行取締役である人は取締役会において2票の投票権を有するが、議事の定足数に2名として算入されない。決議は取締役会に出席または代理出席している代行取締役の議決権の多数決による。

2 事業の内容及び営業の概況

<訂正前>

管理会社は2013年12月13日に存続期間を無期限として設立され、英国金融行為監督機構により、2000年金融サービス・市場法（随時改正済）に基づき管理会社としての業務を行うことを承認されている。管理会社の最終親会社はゴールドマン・サックス・グループ・インクである。管理会社は、他のUCITSの指定された管理会社としての業務、また、本ファンドに類似するまたはそうではない投資プログラムを有する他のファンドのオルタナティブ投資運用者（オルタナティブ投資運用者指令2011/61/EUに定義される）としての業務を行う。

管理会社はファンドおよびサブ・ファンドの投資運用、管理およびマーケティングの責任を負う。管理会社はまた、リスク管理機能についても責任を負う。詳細は英文目論見書に記載のとおり、管理会社はこれらの義務に関し、一定の業務を関係会社および第三者に委託している。とりわけ、米ドル・ポートフォリオに関する投資運用業務を投資顧問会社に、一定の評価機能をゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーのグループに、一定の管理事務業務を管理事務代行会社に、一定の登録および名義書換事務業務を登録・名義書換事務代行会社に、一定の販売業務を総販売会社に委託している。委任に関わらず、管理会社はその義務の適切な履行に責任を負う。投資顧問会社は、常に管理会社の監督および指示のもと、米ドル・ポートフォリオの投資目的および投資方針に従い、米ドル・ポートフォリオの資産の投資運用に関して管理会社に対して責任を負う。

（中略）

なお、純資産額は、別段の記載がない限り、2018年6月末日現在の数値である。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産額の合計（通貨別）	
ケイマン	ダイレクト・ヘッジ・ファンド	3	3,000,255,527米ドル	
	ヘッジ・ファンド戦略	4	1,166,289,852米ドル	
アイルランド	ダイレクト・ヘッジ・ファンド	2	586,023,251米ドル	
	ヘッジ・ファンド戦略	9	1,048,000,735米ドル	
	投資信託		11	79,640,225,121米ドル
			1	222,345,019オーストラリア・ドル
			2	961,047,132円
			4	14,774,346,020英ポンド
			2	12,071,968,092ユーロ
ルクセンブルグ	プライベート・エクイティ	8	1,325,409,651米ドル	
	投資信託		66	55,858,738,669米ドル
			7	6,606,941,807ユーロ
			3	77,416,895英ポンド
			2	1,562,988,651円
			1	1,622,233,601ノルウェー・クローネ

< 訂正後 >

（変更効力発生日前日まで）

管理会社は2013年12月13日に存続期間を無期限として設立され、英国金融行為監督機構により、2000年金融サービス・市場法（随時改正済）に基づき管理会社としての業務を行うことを承認されている。管理会社の最終親会社はゴールドマン・サックス・グループ・インクである。管理会社は、他のUCITSの指定された管理会社としての業務、また、本ファンドに類似するまたはそうではない投資プログラムを有する他のファンドのオルタナティブ投資運用者（オルタナティブ投資運用者指令2011/61/EUに定義される）としての業務を行う。

管理会社はファンドおよびサブ・ファンドの投資運用、管理およびマーケティングの責任を負う。管理会社はまた、リスク管理機能についても責任を負う。詳細は英文目論見書に記載のとおり、管理会社はこれらの義務に関し、一定の業務を関係会社および第三者に委託している。とりわけ、米ドル・ポートフォリオに関する投資運用業務を投資顧問会社に、一定の評価機能をゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー・エル・エル・シーのグループに、一定の管理事務業務を管理事務代行会社に、一定の登録および名義書換事務業務を登録・名義書換事務代行会社に、一定の販売業務を総販売会社に委託している。委任に関わらず、管理会社はその義務の適切な履行に責任を負う。投資顧問会社は、常に管理会社の監督および指示のもと、米ドル・ポートフォリオの投資目的および投資方針に従い、米ドル・ポートフォリオの資産の投資運用に関して管理会社に対して責任を負う。

（中略）

なお、純資産額は、別段の記載がない限り、2018年6月末日現在の数値である。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産額の合計（通貨別）	
ケイマン	ダイレクト・ヘッジ・ファンド	3	3,000,255,527米ドル	
	ヘッジ・ファンド戦略	4	1,166,289,852米ドル	
アイルランド	ダイレクト・ヘッジ・ファンド	2	586,023,251米ドル	
	ヘッジ・ファンド戦略	9	1,048,000,735米ドル	
	投資信託		11	79,640,225,121米ドル
			1	222,345,019オーストラリア・ドル
			2	961,047,132円
			4	14,774,346,020英ポンド
			2	12,071,968,092ユーロ
ルクセンブルグ	プライベート・エクイティ	8	1,325,409,651米ドル	
	投資信託		66	55,858,738,669米ドル
			7	6,606,941,807ユーロ
			3	77,416,895英ポンド
			2	1,562,988,651円
			1	1,622,233,601ノルウェー・クローネ

（変更効力発生日以降）

管理会社は2018年3月20日に設立され、アイルランド中央銀行により、UCITS規則に基づき管理会社としての業務を行うことを承認されている。管理会社の最終親会社はゴールドマン・サックス・グループ・インクである。管理会社は、他のUCITSの指定された管理会社としての業務、また、本ファンドに類似するまたはそうではない投資プログラムを有する他のファンドのオルタナティブ投資運用者（オルタナティブ投資運用者指令2011/61/EUに定義される）としての業務を行う。

管理会社はファンドおよびサブ・ファンドの投資運用、管理およびマーケティングの責任を負う。管理会社はまた、リスク管理機能についても責任を負う。詳細は英文目論見書に記載のとおり、管理会社はこれらの義務に関し、一定の業務を関係会社および第三者に委託している。とりわけ、米ドル・ポートフォリオに関する投資運用業務を投資顧問会社に、一定の評価機能をゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー・エル・エル・シーのグループに、一定の管理事務業務を管理事務代行会社に、一定の登録および名義書換事務業務を登録・名義書換事務代行会社に、一定の販売業務を副販売会社に委託している。委任に関わらず、管理会社はその義務の適切な履行に責任を負う。投資顧問会社は、常に管理会社の監督および指示のもと、米ドル・ポートフォリオの投資目的および投資方針に従い、米ドル・ポートフォリオの資産の投資運用に関して管理会社に対して責任を負う。

管理会社は、管理事務代行会社が特定の証券や商品の値付けができない場合に、当該証券および商品の「公正価値」を提供する適格者として評価会社を任命している。管理会社は当該業務に対して自身の管理報酬から報酬を支払うことができる。

管理会社は、任命された管理者として、前記「管理報酬等」に記載のとおり米ドル・ポートフォリオの資産から支払われる管理報酬を受領することができる。

管理会社、その関係会社、サービス提供会社、およびその役員、取締役、パートナー、メンバー、投資主、代理人、委託先、従業員および臨時従業員（それぞれを「管理会社被補償者」という。）は、信託証書に基づく管理会社の職務の遂行および/または管理会社の権限の行使（投資顧問会社または他の委託先に対する管理会社の職務および権限の一部もしくは全部の委託を含むがこれに限定されない。）からまたはこれに関連して生じる関連ある管理会社被補償者が直接的または間接的に被るまたは負担する訴訟行為、費用、手数料、損失、損害および経費（弁護士報酬および経費を含む。）を含むがこれらに限定することなく、関連ある管理会社被補償者が負担または被るすべての要求、訴訟行為、係争、損失、損害、負債、費用および経費についてファンドから補償され、免責される。ただし、管理会社または関連する管理会社被補償者に過失、故意による懈怠または詐欺行為があった場合は除く。

故意による懈怠、詐欺行為または過失が存在しない場合、管理会社は、受託会社、ファンド、投資顧問会社または受益者に対して、信託証書に基づく管理会社の行為の結果、生じる損失に責任を負わない。

2018年10月末日現在、管理会社は、ファンドの管理を行っていない。

3 管理会社の経理状況

「3 管理会社の経理状況」に、以下の記載が追加されます。

変更効力発生日以降、「3 管理会社の経理状況」は、以下の記載となる。

管理会社は、2018年3月20日に設立され、その会計年度は12月31日に終了する一年である。そのため、2018年12月末日現在、管理会社の財務書類はまだ作成されていない。

第2 その他の関係法人の概況

1 名称、資本金の額及び事業の内容

<訂正前>

(前略)

- (7) ゴールドマン・サックス・インターナショナル (Goldman Sachs International) (「総販売会社」)

(中略)

(口) 事業の内容

ゴールドマン・サックス・インターナショナル(「G S I」)は、英国法に基づき設立された会社で、国際的に有力な投資銀行である。

G S Iは、1999年に設立されたデラウェア州の株式会社であるザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの間接子会社である。

- (8) 株式会社S B I証券(「日本における販売会社」)

(後略)

<訂正後>

(前略)

- (7) ゴールドマン・サックス・インターナショナル (Goldman Sachs International) (「総販売会社」)(注)

(中略)

(口) 事業の内容

ゴールドマン・サックス・インターナショナル(「G S I」)は、英国法に基づき設立された会社で、国際的に有力な投資銀行である。

G S Iは、1999年に設立されたデラウェア州の株式会社であるザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの間接子会社である。

(注) 変更効力発生日以降、ゴールドマン・サックス・インターナショナルに関して記載されている本(7)項の記載は削除される。これに伴い、以降の(8)項から(20)項までの記載は(7)項から(19)項に繰り上げられる。

- (8) 株式会社S B I証券(「日本における販売会社」)

(後略)

2 関係業務の概要

<訂正前>

(前略)

- (7) ゴールドマン・サックス・インターナショナル
受益証券の総販売会社としての業務を行う。

- (8) 株式会社S B I証券

(後略)

<訂正後>

(前略)

- (7) ゴールドマン・サックス・インターナショナル(注)

受益証券の総販売会社としての業務を行う。

（注）変更効力発生日以降、ゴールドマン・サックス・インターナショナルに関して記載されている本(7)項の記載は削除される。これに伴い、以降の(8)項から(20)項までの記載は(7)項から(19)項に繰り上げられる。

(8) 株式会社SBI証券

（後略）

3 資本関係

<訂正前>

管理会社、投資顧問会社、副投資顧問会社、代行協会員、総販売会社、評価会社およびゴールドマン・サックス証券株式会社の最終的親会社は、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクである。

<訂正後>

（変更効力発生日前日まで）

管理会社、投資顧問会社、副投資顧問会社、代行協会員、総販売会社、評価会社およびゴールドマン・サックス証券株式会社の最終的親会社は、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクである。

（変更効力発生日以降）

管理会社／総販売会社、投資顧問会社、副投資顧問会社、代行協会員、評価会社およびゴールドマン・サックス証券株式会社の最終的親会社は、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクである。